

＊ 離婚をお考えでお子様のおられる方の相談について ＊

母子・父子自立支援員……>こども家庭若者課 （裏面をご覧ください）

さわやか保健センター2階 TEL077-561-2364

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭のお母さん・お父さんおよび離婚を考えているお母さん・お父さんの各種の悩み等の相談に応じています。

就労支援・修業支援（知識、技能の習得）、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（修学、修業等）などの支援をしています。

家庭相談員……>家庭児童相談室

さわやか保健センター3階 TEL077-561-2460

こどもや家庭における相談に応じています。

保健師……>子育て相談センター

さわやか保健センター3階 TEL077-561-2339

安心して子育てができるようきめ細やかな情報提供や相談支援をしています。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において社会福祉増進のため相談、援助を行っています。民生委員はこどもたちが元気に安心して暮らせるようにこどもたちを見守り、子育ての不安などの相談、支援を行う児童委員を兼ねています。

その他

教育・法律・子育て等、専門家による相談を行っています。

☆滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター TEL0748-37-5088

☆滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター TEL077-526-8801

☆中央子ども家庭相談センター（女性相談） TEL077-564-7867

☆滋賀県立男女共同参画センター（男性のための悩み相談…男性臨床心理士による相談）
TEL0748-37-8739

☆草津市社会福祉協議会（心配ごと相談所） キラリエ草津4階 TEL077-566-1266

☆草津市立男女共同参画センター（女性のためのカウンセリング）
キラリエ草津5階 TEL077-565-1539

☆市民相談室 TEL077-561-2329

☆こども・若者総合相談窓口（こども家庭若者課）

さわやか保健センター2階 TEL077-561-0188

☆福祉の総合相談窓口（人とくらしのサポートセンター）

草津市役所2階 TEL077-561-2329

母子・父子自立支援員に御相談ください

こども家庭若者課 さわやか保健センター2 階

TEL : 077-561-2364 E-MAIL : kodomo@city.kusatsu.lg.jp

* 児童扶養手当・児童手当 *

児童扶養手当

父母の離婚等により、父と生計を同じくしていない児童を監護している母、母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつ児童と生計を同じくする父、または、母や父にかわって児童を養育している方等に支給されます（※児童とは18歳の年度末までの子または20歳未満で中度以上の障害のある子）。所得による支給制限のほか要件があります。

※児童扶養手当額を上回る公的年金を受給できるときなどは支給されません。ただし、障害年金を受給している方は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できます。

児童手当

児童手当は18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（高校3年卒業前の児童）を養育している方に支給されます。

※「第3子以降」とは、大学卒業相当まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育（経済的に負担を）している児童のうち、3番目以降をいいます。

* ひとり親支援施策など *

養育費確保推進事業

養育費と面会交流はこどもの健やかな成長を支える車の両輪です。20歳未満の子を養育するひとり親が養育費の取り決めにかかる経費を負担した場合、その費用を助成します。

※対象費用は、公正証書作成や調停申し立てにかかる手数料や戸籍などの発行手数料です。

自立に向けた就労支援

☆就業・自立支援に向けたサポート

☆自立に向けた資格・免許取得のための助成

日常生活支援制度

☆日常生活に一時的に支障がある場合の生活支援や子育て支援

ひとり親などのための貸付金制度

☆経済的に困りの際に、安心して生活するための貸付

医療費の助成

☆ひとり親家庭福祉医療費助成